

別記（第二条関係）

線 路 図 作 成 要 領

1 認定を受けようとする鉄道及びこれに影響のある交通機関を下記要領により色分けした縮尺5万分の1の地図に記入すること。

イ 自線（認定を受けようとする鉄道）	赤太線（未開業の場合には、赤点線）
ロ 自線（イ以外の鉄道）	茶太線（未開業の場合には、茶点線）
ハ 他社の鉄道線	青太線
ニ 兼営又は傍系バス路線	黒細線
ホ 兼営又は傍系トラック路線	黒点線
ヘ ニ以外沿線バス路線	緑細線
ト ホ以外の戦線トラック路線	緑点線
チ 航路	黒点線
リ 停留場	◎印（停留場名を細字で付記すること。）
ヌ 停留所	○印（停留所名を細字で付記すること。）

2 バス事業及びトラック事業の事業者名、起終両停留所名、営業キロ程、所有車両、運転回数及び起終両停留所間運転所要時間を本図に付記すること。

3 主要事業所、工場、鉱山、施設等については、符合を用いて本図内に表示すること。

4 バス路線及びトラック路線に係る道路並びにこれら以外の道路のうちの一級国道、二級国道及び都道府県道の幅員及び舗装状況を本図に付記すること。